

【支援プログラム実践の重点課題】(愛媛県 宇和島市)

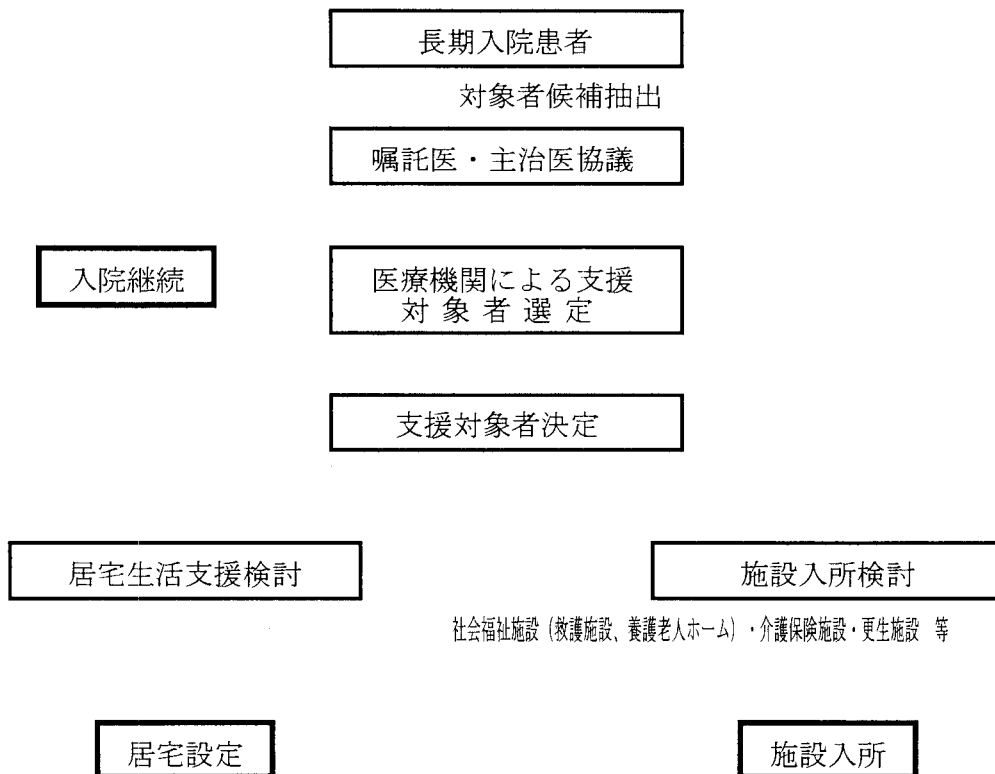
支援プログラム実践にあたっては、長期入院を余儀なくされた結果生じる長期入院患者の社会適応技術の低下や喪失を考慮して、次の内容に重点を置くものとする。

1. 被保護者（支援対象者）に対して
 - (1) 精神障害・老人福祉・介護保険に関する知識等もふまえたうえで、個別性を重視した専門的援助技術、他法他施策による支援
 - (2) 退院後の安定した生活の継続のための支援
 - (3) 上記1、2を可能とする地域ネットワークの構築
2. 福祉事務所の実施体制において
 - (1) 地域の特性を生かし、行政の潜在能力を十分活用する
 - (2) 事業の推進とともに担当CWの知識・技術などの向上を促す
 - (3) 他機関との連携

【期待できる効果】

1. 生活保護法の本来の目的である、生活保護受給者の自立の促進
※生活保護費のうち1/2以上が医療扶助費である点を鑑み
2. 退院促進による生活保護費（医療扶助費）の適正化
3. 長期入院者の地域生活移行による公的サービスのトータルコストの抑制
4. 福祉事務所と他関係機関とのソーシャル・サポート・ネットワークの構築
5. CWの資質向上

【退院支援プログラムチャート表】



○ 就労支援プログラムの事例(土佐市)

土佐市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成19年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、支援対象者に対して、これまでのケースワークでは補いきなかつたきめの細かい就労支援を実施。

1. 就労支援員の配置

○ 平成19年7月から、就労支援員1名を嘱託職員として配置し、ケースワーカーと連携して就労支援を実施。

2. 就労支援の流れ

○ 支援対象者の選定及び支援の実施

査察指導員、地区担当員、就労支援員が協議の上、支援対象者を選定する。また支援の内容については、地区担当員と就労支援員が協議の上、所長の承認を受け実施する。

○ 就労支援員による支援

①毎日、ハローワークインターネット求人の検索し、該当求人があれば、その都度、地区担当に持参してもらったり、本人に電話連絡等で情報提供をする。 ②毎月曜日、ハローワークにて求人検索、支援対象者との同行。ハローワーク求人情報、求人雑誌等情報を整理。 ③すぐに就職できそうな支援対象者については、ハローワーク等に同行したり、積極的に紹介状をもらうまで支援する。 ④月2回土佐市内の求人調査。 ⑤必要に応じて求職活動（服装、心構え、履歴書の書き方、模擬面接等）支援を行う。 ⑥なかなか就職に至らない（労働意欲に乏しい等）支援者については、面談の上、週1回（1～2時間程度）その人にあつた指導、支援を実施する。 ⑦セミナー、ハローワーク早期就職支援センター、ジョブカフェこうち、シルバー人材センター等の情報提供及び案内。

3. 就労支援の効果

	支援対象者	延べ支援件数	就労開始件数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成19年 7月	4	4	0	0	0
平成19年 8月	9	12	0	0	0
平成19年 9月	14	31	1	0	1
平成19年10月	15	35	4	0	4
平成19年11月	14	27	1	0	1
平成19年12月	12	19	1	0	1
計	68	128	7	0	7

○ 健康管理個別援助プログラムの事例（久留米市）

久留米市では、糖尿病、高血圧症、高脂血症（以下、「生活習慣病」という。）に罹患する被保護者に対し、病状・体調に応じた適切な助言・指導を行うなど、個別の健康管理に関する支援を行い、生活習慣の改善を通じた健康面での自立を促すことを目的とする。

1. 市健康医療課（保健師）との連携及び「財団法人久留米市総合管理公社」への業務委託

- 市健康医療課（保健師）に個別の支援計画の策定を依頼。
- 業務受託した「財団法人久留米市総合管理公社」に所属する保健師が、その計画に基づき保健指導を実施する。
- 平成18年度事業開始。平成20年度では特定健診・保健指導と連携することになる。

2. 支援決定の流れ

- 支援候補者の選定
地区担当者は、訪問活動を通じた本人の様子、医療要否意見書、レセプト等により治療内容を確認し、嘱託医と協議の上、特に生活習慣が不規則と思われる者を抽出し、ケース検討会において支援候補者を選定する。
- 支援対象者の決定
支援候補者の中から、市健康医療課及び財団法人久留米市総合管理公社の保健師が、本事業への参加により効果を見込める者を選定した中で、本人の同意がとれた者を支援対象者とする。

3. 支援効果

	参加者数	達成者数
H18年度	15	6
H19年12月まで	20	15

精神障害者退院支援プログラム（佐賀市）

佐賀市では、平成19年度から精神科病院等関係機関と連携を図り、精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、施設入所、または、退院訓練を行う等、在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促している。

1 生活保護精神障害者退院推進員の配置

平成19年度から福祉事務所に退院推進員1名を配置し、退院支援を実施。

2 支援対象者

精神科病院に入院している者で、病状が安定しており、受入れ条件が整えば退院可能である者。

3 退院支援の方法

(1) 福祉事務所側の支援対象者選定

福祉事務所の退院推進員は、担当CWと協議を行い、精神障害者退院支援プログラム協議書を作成し、所内ケース検討会議等により支援対象者候補を選定する。

(2) 精神科病院側の支援対象者選定

退院推進員は、入院先の主治医など精神科病院側に、退院が可能であるかの判断を依頼する。

(3) 支援対象者の決定

(1)、(2)の結果を受け福祉事務所は、支援対象者を決定し、今後の支援方針を次のうちから決定する。

- ① 入院継続とする。
- ② 施設入所に向けて支援する。
- ③ 在宅生活に向けて支援する。

(4) 関係機関会議の開催、支援の実施

今後の支援方針が(3)の②・③に決定した支援者に対する支援目標、及び具体的な支援方針を決定するため、関係機関（福祉事務所、医療機関、健康福祉センター、家族・親戚、その他の機関）会議を開催し、関係機関の支援方針・内容を明確にしながらか支援を実施していく。

4 退院支援の効果

平成19年12月末現在

支援対象者数	退院世帯数	保護廃止世帯数	施設入所世帯数	居宅復帰世帯数
13	10	0	1	9

○ 勤労意欲助長事業プログラムの事例（長崎県佐世保市）

佐世保市では、稼働能力がありながら稼働していない者の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用促進を目的とした職場適応訓練を、民間企業等の協力事業所に対して委託し、実施している。

1. 事業への取組

○昭和62年10月より事業開始。

○平成17年度より自立支援プログラム（就労支援プログラム）として、事業継続。

2. 協力事業所（訓練概要）

○佐世保市交通局車両清掃組合（バス車両清掃見習）、養護老人施設・グループホーム等（施設内清掃、洗濯）、事務所等清掃事業所（清掃）、鉄工所（作業補助）

3. 訓練期間

○被保護者の職歴・健康状態等を勘案し原則として6ヶ月。

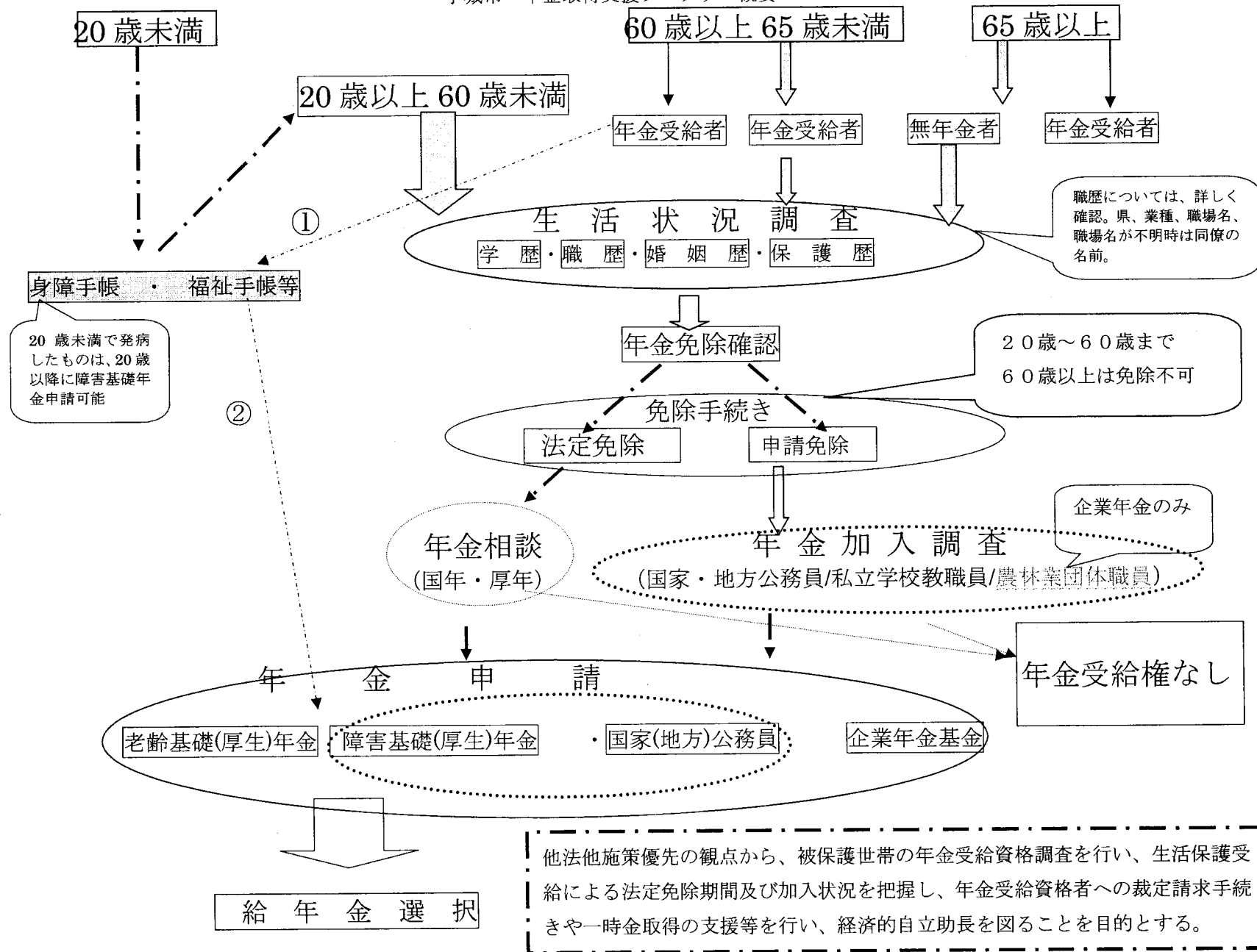
○事業目的を達成するため必要と認められた場合は、訓練期間を延長することができる。

4. 職場適応訓練の効果

	訓練者数	就労開始者数
平成16年度	5	3
平成17年度	10	4
平成18年度	10	3
平成19年度	4	0

※平成19年度は、19年12月末現在。就労開始者数の一部には、訓練年度終了後の就労開始者を含む。

宇城市 年金取得支援プログラム概要



自立支援プログラム実施要綱の送付について（大分県）

福祉事務所名	自立支援プログラムの名称	施行期日
県日出地域福祉室	日出地域福祉室における就労支援プログラム実施要領	19. 12. 02
別府市福祉事務所	精神障がい者退院促進支援事業実施要領	19. 09. 01
中津市社会福祉課	中津市就労支援プログラム実施要領	19. 12. 01
日田市福祉事務所	母子寡婦の方に対する就労支援プログラム実施要綱	19. 05. 01
日田市福祉事務所	多重債務者のための個別支援プログラム実施要綱	19. 04. 01
佐伯市福祉事務所	福祉事務所における就労支援プログラム実施要領	19. 04. 01
豊後大野市福祉事務所	福祉事務所における就労支援プログラム実施要領	19. 10. 18
由布市福祉事務所	ひきこもり・不登校児童生徒支援プログラム実施要領	19. 03. 01
由布市福祉事務所	精神障害者自立支援プログラム実施要領	19. 03. 01
国東市福祉事務所	中高年者就労支援プログラム実施要領	19. 05. 01

◎県が選定した「特に先駆的・積極的に取り組んでいるプログラム」について

「母子寡婦の方に対する就労支援プログラム」（日田市福祉事務所）

- ・日田市内の社会福祉法人しらゆり会が設置運営する「母子福祉就労支援センター」との連携により、母子世帯の母の就労支援を実施している。
- ・母子寡婦の方々の就労の場を提供する専用施設は、県内でもここしかなく、日田市はこうした地域の社会資源を有効に活用するかたちで母子世帯の母に対する就労支援プログラムを19年5月からスタートさせた。
- ・就労意欲のある概ね65歳以下の方を対象に、「母子福祉就労支援センター」が受注した金具の加工選別、木工加工等の作業に従事することから就労を開始して、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムによる支援に移行した方がより効果的と判断した支援対象者を同プログラムに移行させる仕組み。
- ・5月～12月までの間に3名を本プログラムで支援、このうち2名が就労を果たしている。

東臼杵福祉事務所就労支援プログラム

1 (目的)

このプログラムは、本人の自助を基本として、福祉事務所、ハローワーク等の関係機関が連携して就労に関する支援を行い、本人が、可能な限り就労による自立・生活の向上を実現することを目的とする。

2 (プログラム推進者及びワークグループ)

当プログラムの推進者として、地域福祉担当リーダーが就労支援コーディネーターとなり、またハローワークとの連携、協議を目的としたワークグループを設置する。

3 (プログラム支援対象者)

稼働年齢層（15歳～64歳）にある者で、就労意欲及び稼働能力を有し、就労または就労の拡張により自立助長の蓋然性が高い者で、就労支援コーディネーターが、担当ケースワーカーと協議し、プログラム支援対象者として別紙1の支援対象者総括表に登載した者とする。

なおこの総括表は、支援対象者の変動により随時追加、削除を行うものとする。

4 (指導・支援内容)

就労指導・支援は、地域における雇用情勢に配慮しつつ、就労支援コーディネーターと担当ケースワーカーが連携して局第9-2-(1)及び平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長発出「生活保護行政を適正に運営するための手引について（以下、「適正運営手引」という。）」ほかにより、次のとおり実施する。

(1) 就労指導・支援対象者名簿作成

就労支援コーディネーターは、稼働年齢層にある者の医療要否意見書、生活歴や家族構成、雇用情勢等を総合的に勘案し、担当ケースワーカーと協議して、各被保護者の稼働能力及び就労阻害要因を分析・分類し、支援対象者総括表を作成する。

(2) 稼働能力活用分析の状況

総括表に登載された支援対象者に対して就労支援コーディネーターが担当ケースワーカーに同行して実地面接調査を行い、稼働能力活用状況を確認する。

なお、失職や減収を理由とする新規保護開始者に対しては、早期に効果的な就労支援を図る必要性があることから、早期に就労支援コーディネーター同伴による面接を実施し名簿登載の可否を検討する。

(3) 就労・求職状況管理台帳

就労支援コーディネーターは、支援対象者の就労、求職状況の把握のために、様式2の「就労・求職状況管理台帳」を整備する。

(4) 生活保護就労支援事業による支援

支援対象者の内、就労意欲があり稼働能力活用が期待される者に対して同事業の内容を説明して様式3の同意書の提出を受け、様式4の個人票を作成する。

個人票は別に定めるワークグループ内で活用を図り、支援対象者の自立に資する支援事業や求職に要する移送費やその他の費用の支給を検討する。

5 事業の評価、見直し

就労支援コーディネーターは、適時、支援対象者名簿、個人票、管理台帳を検証しプログラムの進捗状況を管理、評価しケースワーカーに対して的確な指示を行うものとする。

ケースワーカーにおいても自主的に検証を行い、指示等と併せて的確なプログラムの見直しを行うものとする。

○ 精神障害者退院促進支援プログラムの事例(沖縄県北部福祉保健所)

北部福祉保健所では、平成18年10月からセフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、モデル事業として「北部福祉保健所精神障害者退院促進事業」を実施した。

1. 事業の目的

- 北部福祉保健所において生活保護を受給している者であって、精神病院(以下、「病院」という。)に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を広げ、在宅又は施設における生活(以下、「地域生活」という。)を営むための訓練(以下、「生活訓練」という。)を行うことにより、精神障害者の社会的自立を促進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- 本事業の実施主体は、北部福祉保健所とする。
 たたし、本事業の一部を精神障害者地域生活支援センター又はこれに準ずる者(以下、「センター等」という。)に委託して実施。
 支援員1名を委託先で委嘱している。

3. 退院支援の方法

- 支援対象者の選定
 病院長に対し、本人の事業利用の承諾の意思のある「地域生活促進支援事業利用申込書」及び「推薦書」を提出させ、対象者を選定。
- 生活訓練の実施
 支援員は、当該利用者が生活訓練を実施するにあたり、必要に応じて次に掲げる業務を行う。
- ア 開始時における利用者への生活訓練内容の説明及び対象者との信頼関係構築。
 - イ 当該利用者が入院している病院から当該協力施設等までの同行支援。
 - ウ 当該利用者の生活訓練中の状況確認及び必要な支援。
 - エ 支援に必要な情報の収集及び協議会への提供。
 - オ その他当該利用者が安定的に生活訓練するために必要な支援、関係機関等との調整その他地域生活計画の実施に必要な業務。

4. 退院支援の効果

- 当該事業利用して退院した社会的入院患者

	対象者	支援員	退 院 し た 者			備 考
			自宅	アパート	施設	
平成18年度	4	1				実施期間 18年10月1日～20年3月31日
平成19年度	8	1	1	1	1	20年2月8日現在

仙台市における就労自立の支援に関する個別支援プログラム

就労自立の支援に関する個別支援プログラムの対象

「就労自立の支援に関する個別支援プログラム」の対象

- ①義務教育を修了した60歳未満の者のうち、稼働能力がありながら就労していない者
- ②現在稼働しているが、稼働能力の活用が不十分で、転職等により増収が望める者

プログラムメニューの概要

プログラムメニューは大きく分けて以下の4つに分類されます。

①求職活動の準備に関する支援

対象：稼働能力を有するが、保育に欠ける、求職活動の方法が分からない等の事由により、ただちに求職活動を行わせることが適当ではないと実施機関が判断した者。

目標：子育て支援等の諸制度の活用、就労支援に関する各種セミナーの受講等により、求職活動を行うための体制を整える。

メニュー例：ハローワークの利用方法の説明、就職支援セミナー受講、子育て支援策（一時保育等）の活用

②求職活動に関する支援

対象：求職活動を行わせる必要があると実施機関が判断した者。

目標：継続的かつ積極的な求職活動を行い、早期の就労・増収につなげる。

メニュー例：ハローワークの利用、ジョブカフェ等の利用

③技能修得に関する支援

対象：若年者や母子世帯の母等、就労に必要な技能、資格等がないために未就労である者のうち、これらの修得により就労に結びつくと考えられる者。

目標：就職に役立つ技能・資格の修得により、就労・増収につなげる。

メニュー例：ハローワークにおける公共職業訓練の受講、生業扶助の活用による民間の教育訓練講座の受講

④その他実施機関が必要と認める支援

対象：上記①～③のメニュー以外の支援を行う必要があると実施機関が判断した者

目標：求職活動を行うために必要な条件を整備することにより、就労につなげる。

メニュー例：管内の社会資源の活用。関係機関との連携・協力。

対象ケースの選定からプログラム開始までの流れ

就労阻害要因の把握



台帳

自立支援
検討表

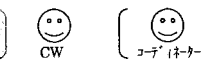


稼働年齢層の者の稼働能力の有無について、本人との面談、病状調査等により把握し、稼働能力を有すると認められる者について台帳に登録するとともに、それぞれの就労阻害要因（保育・能力・資格・外見等）の洗い出しを行う。

参考 就労・求職状況管理台帳登録者等調べ（18.3.1現在）

稼働年齢層にある者を、就労可能と判断した者、就労指導の前に必要な指導援助を行うべきと判断した者、就労困難な者、就労の可否を把握していない者に分類。台帳に登録する対象となるのは、就労可能な者のうち、稼働能力活用不十分と判断し転職・増収指導を行う者及び就労していない者となる。

選定



自立支援
検討表



台帳登録者のうち、特に就労阻害要因のない者は「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの対象とする。それ以外の者については、前述①～④のうち該当するプログラムメニューを選定し、自立支援検討表に記載する。

協議



自立支援
検討表



上記選定結果について、課長、査察指導員（必要に応じて「生活保護受給者等就労支援事業」における「福祉事務所担当コーディネーター」と協議。就労阻害要因の把握がなされているか、選定が妥当か等について確認の上、支援方針を策定する。

説明・同意



自立計画書



被保護者に対して、自立支援プログラムについての説明、本人の希望職種や条件等の聞き取り、具体的な目標設定を行い、プログラム参加への同意を得る。

プログラム開始



台帳



選択したプログラムメニューの実行。あらかじめ設定した期間ごとに活動状況について報告を求める。求職活動を行わせることとした被保護者については、従来同様「求職活動状況申告書」の提出を求める。

評価・見直し



自立計画書

プログラムメニューごとに活動状況の評価を行う。就労を実現した者、取組状況が不十分で目標達成できない者、他プログラムへの移行が必要と考えられる者等について、プログラムの終了・変更・継続を検討する

○ 就労支援プログラムの事例(横浜市)

横浜市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成12年度に「就労支援のてびき」を作成し、平成14年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、平成18年2月から無料職業紹介事業を実施。

1. 自立支援プログラムのてびき作成

- 平成12年度から、各福祉事務所における就労支援の実施例を集約した「就労支援のてびき」を作成し、組織的に就労支援を実施。
- 平成17年10月、「就労支援のてびき」を「自立支援プログラムのてびき」と改訂し、就労支援の取組みを自立支援プログラムとして整理。

2. 就労支援員の配置

- 平成14年度から15年度、中区において就労支援員2名を配置しモデル事業を実施
- 平成16年度から、就労支援員9名を福祉事務所に配置し全区で就労支援事業を実施
- 平成17年度から、全福祉事務所(18カ所)に就労支援員22名(平成18年度からは25名)を配置し就労支援事業を実施。

3. 就労支援

- 就労支援検討会の設置
幹部職員、査察指導員、ケースワーカー等で構成する就労支援検討会を福祉事務所に設置し、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援の方法、支援の内容、就労支援継続の可否を決定
- 就労支援員による支援
就労支援員は、就労支援検討会の決定に基づき、求職情報の収集・提供、求職活動(服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等)支援、ハローワークや企業面接への同行支援等を実施
- 無料職業紹介事業の実施
専門業者に委託し求職活動を行っている生活保護受給者の職歴能力等にあう求人開拓を行い、生活保護受給者と求人を就労支援員がマッチング

4. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成14年度	2	81	41	11	30
平成15年度	2	75	52	8	44
平成16年度	9	928	594	159	435
平成17年度	22	1,871	1,015	260	755
平成18年度	25	2,293	1,415	343	1,072

母子世帯の就労に係る個別支援プログラム

1. 目的

母子世帯は年々増加傾向にあるが、その生活状況及び就労状況には大変厳しいものがある。また就労経験が乏しい若年の母子世帯も増加しているため、母親に対する就労を支援し、社会的な自立を図ることを目的とする。

2. 対象者

主に児童扶養手当を受給し、就労阻害要件のない母子世帯とする。

3. 支援例

- ア) 地区担当員、査察指導員、自立支援相談員により進路相談、就労相談、就労意欲の喚起を行う。それぞれの母子世帯の生活環境にみあう就労形態を助言指導する。
- イ) サンライブ（川崎市母子福祉センター）の無料職業紹介所への参加を促す。
- ウ) 母子家庭の方のためのパソコン技能習得講座の活用を図る。
- エ) 川崎市就職活動基礎セミナー・就業支援セミナー及び無料職業紹介所への参加を促す。
- オ) 自立支援教育訓練給付金事業（指定の教育訓練講座を受講する場合の受講料の4割給付事業）の活用を図る。
- カ) 高等技能訓練促進事業についても、資格取得対象者があれば活用を促す。
- キ) 職業安定所による「マザーズハローワーク横浜」（職業相談・仕事と子育ての両立）の活用を促す。
- ク) 地域子育て支援センター（子育て相談・育児相談・情報提供・子育て交流）の活用を促す。
- ケ) ひとり親家庭等日常生活支援事業の活用を図る。

4. プログラムの実施期間

3ヶ月を基本とする。

5. プログラムの実施方法

- (1) 地区担当はこのプログラムへの参加が適当と考えられる被保護者について「自立支援プログラム個別表」を作成し、査察指導員に報告する。
- (2) 査察指導員は地区担当員から報告を受けた被保護者についてプログラムの内容を審査し、決定する。
- (3) 被保護者に対してプログラム参加決定したことを報告し、実施時期を決める。
- (4) プログラム実施期間中に時期を決めて進捗状況を確認し、内容について検討する。
- (5) 実施期間満了時にプログラムの進捗状況により、内容変更、延期、中止、終了等を検討する。

○ 就労支援プログラムの事例（名古屋市）

名古屋市では、稼働能力を有する者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成17年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。

1. 就労支援員の配置

- 平成17年度から、市内2福祉事務所に各1名ずつ、2名の就労支援員を配置し、モデル実施
- 平成18年度から、市内全16福祉事務所に各1名ずつ、計16名の就労支援員を配置し、就労支援を実施

2. 就労支援の流れ

- 支援方針会議の実施
 査察指導員、ケースワーカー、就労支援員で構成する支援方針会議を随時実施し、就労支援プログラムの対象者を選定
- 支援
 就労支援員は、支援方針会議で選定された対象者に対し、求人情報の提供、求職スキル（履歴書の書き方、面接技法等）の支援、ハローワークへの同行等の支援を実施

 就労支援員は、対象者の希望や状況に応じ、生活保護受給者等就労支援事業や母子家庭の母等の職業的自立促進事業を活用し、効果的な支援を実施
- アフターフォロー
 対象者の就労実現後も、必要に応じアフターフォローを行い、就労定着のための支援を実施

3. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止者数
平成17年度	2	145	42	13
平成18年度	16	749	338	72

京都市における「就労支援員派遣事業」

1 就労支援員の配置

平成13年度から、ハローワークのOB等の雇用に関する専門的知識を有する者を2名嘱託雇用し、4箇所の福祉事務所において支援を開始。

平成19年度においては、1名の増員を行い、3名体制にて計7箇所の福祉事務所において支援を行っている。

2 就労支援の流れ

○ 支援対象者の選定

稼働年齢等にあり、就労可能な状態にある被保護者等のうち、就労意欲が低く意欲喚起の必要な者等の福祉的視点での支援が必要な者を中心として、対象者の選定を行う。

○ 就労支援員による支援

就労支援員は、専門的知識に基づき、求職活動に関する（服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等）技術面での助言及び援助を行う。また、就労意欲が低い者については、CWとの密接な連携のもと、必要に応じて指導的性格を伴った就労支援を実施。

3 就労支援員による支援効果（平成15年度～）

（1）年度別支援効果

	支援対象者（A）	就職者（B）	B/A
平成15年度	235名	86名（うち廃止14名）	36.6%
平成16年度	181名	112名（うち廃止20名）	61.9%
平成17年度	154名	99名（うち廃止10名）	64.3%
平成18年度	168名	105名（うち廃止10名）	62.5%
平成19年度 （4月～12月）	224名	84名（うち廃止5名）	37.5%

（2）その他

経験年数の少ないCW等にとっては、就労支援員による具体的な支援方法をその場で見学することによって、資質向上に繋がっている面もある。

被保護者の自立を支援する事業（平成 19 年度）

（1）就業自立を支援する事業

① 被保護者就労支援事業（平成 17 年 4 月より実施）

就職に関する知識を有する職安OB等の就労支援員（非常勤嘱託）を全区に配置し、被保護者の就労に関する相談、ハローワークへの同行等を行い、就労自立を促進する。

無料職業紹介の実施、助成金の取扱いに加え、平成 19 年度から求人開拓員による指名求人を実施している。

② 被保護者就職支援事業（平成 17 年 7 月より実施）

職業紹介事業の許可を受け、再就職支援業を行っている民間事業者に成功報酬を支払い、被保護者の就職に係る支援・決定・定着までを総合的に委託する。

③ 区における就労支援強化事業（平成 17 年 6 月より実施）

稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための事業を各区において企画・立案の上実施する。事業例としては、各種セミナー、就職フェア等の開催、携帯電話・就職面接服の貸し出し事業等。

④ キャリアカウンセラー派遣事業（平成 17 年 10 月より実施）

稼働年齢層の就業意欲の向上と自立の助長を図るため、職業選択等の専門家であるキャリアカウンセラーを保健福祉センターへ派遣し、カウンセリングを実施する。

平成 19 年度においては就業体験を組み合わせるなど、就業意欲の向上に向けた取り組みを強化している。

⑤ 被保護者自立意欲喚起事業（平成 17 年 12 月より実施）

被保護者が抱える複雑で多様な悩みや相談について、精神保健福祉士等による専門的な相談活動を行い、悩みの解決をはかる支援を行う。

（2）就労支援プログラム活用検討会議（稼働能力判定会議）の設置（平成 19 年度）

稼働年齢層の就業支援を客観的・組織的に行うため、多方面の専門分野からの視点を加えた検討を行うとともに支援の取り組み状況について適正な評価を行い、一人ひとりの支援対象者に対するより良い支援を検討し、自立につなげる。

○堺市就労支援相談員活用プログラム（堺市被保護者就労促進事業）

堺市では平成15年度より、就労支援に関する専門知識及び経験を有する就労支援相談員（ハローワークOB）を各区保健福祉総合センター 生活援護課内に配置し、稼働能力を有する被保護者への就労支援を行い、被保護者の自立助長及び就労促進を図っている。
また、生活保護受給者等就労支援事業のナビゲーター、コーディネーターとケース情報の交換、連携を図り、より効率的な就労支援を行っている。（現在 6名の就労支援相談員を配置）

就労支援相談員の役割

- (1) 求人情報の収集及び雇用情勢の分析。
- (2) インターネットサービスの活用や公共職業安定所等関係機関と連絡調整し、就労情報の提供を図る。
- (3) 就職スキルの低い被保護者に対し、履歴書の書き方や面接の受け方等の指導を行う。
- (4) 生活保護担当CWの就労指導に協力する。
- (5) 生活保護担当CWが行う被保護者との面接の同席、あるいは家庭訪問調査時の同行。
- (6) 被保護者が公共職業安定所において求職する際に、必要に応じて生活保護担当CWに同行し、助言及び指導を行う。
- (7) 面接記録票等資料の整備を行う。

就労支援相談員による支援効果

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度※上半期	計
支援対象者数	303	203	291	304	183	1,284
就労開始者数	63	92	108	143	74	480
(再掲)常勤勤務者数	5	11	21	36	15	88
(再掲)保護廃止件数	7	16	12	26	10	71

(※平成19年4月～9月末実績)

要保護者債務整理支援プログラム実施要綱（神戸市）

1 目的

多重債務を抱える要保護者の状況を把握し、専門相談機関へつなぐとともに債務整理を支援し、多重債務から起こる生活問題の解決を図る。よって、最低生活の保障と自立の助長に寄与することを目的とする。

2 支援の対象者

返済が不能又は困難な債務（連帯保証を含む）を抱え、そのために生活費の恒常的な不足等が生じることにより、最低限度の健康で文化的な生活が維持できなくなっている要保護者。

3 事務の流れ

（1）支援対象予定者検討

返済が不能又は困難な債務（連帯保証を含む）を抱え、そのために生活費の恒常的な不足等が生じることにより、最低限度の健康で文化的な生活が維持できなくなっている要保護者の中から対象者を選定する。

（2）状況把握

要保護者が多重債務を抱え、支援を要すると認められるとき、面接員又は地区担当員は、「質問票」により要保護者の債務の状況を把握する。

（3）支援対象者の選定協議

地区担当員は、把握された対象者の状況により、債務整理支援を行うかどうかを査察指導員と協議を行う。その際には、「ケース診断票」を供覧する。

※要支援状況であっても、対象者の意思又は福祉事務所の状況により支援を行わないもしくは保留することがある。その際は、相談を終結し、「ケース診断票」を供覧する。

（4）対象者名簿の作成

査察指導員は、選定協議が行われた支援対象者を「対象者名簿」に記載し、その診断結果を記載する。支援対象者に選定された者については、ケース診断票の供覧があった際に、支援結果について記載する。

（5）専門相談機関の紹介

地区担当員は、支援対象者に対して、個々の相談内容に応じた解決方法を助言し専門相談機関を紹介する。

※相談の段階で、「債権者一覧」を作成していると手続きがスムーズになる。

（6）債務整理に関する援助

地区担当員は、支援対象者の債務整理状況を随時把握するとともに、支援対象者が債務整理を継続できるように、必要に応じて援助を行う。その状況については、「ケース診断票」に記入する。

（7）債務整理支援の終結

債務整理が完了したとき、債務整理を継続できなくなったとき等、プログラムを終結する。その際、「ケース診断票」「対象者名簿」を供覧する。

（8）事後処理（アフターフォロー）

債務整理支援が終了した後も、必要に応じ金銭管理の助言指導や返還された過払い分収入認定等保護の変更決定等を行う。

附則 この要綱は、平成 19 年 10 月 22 日より施行する。